

# ストップ DV

ひとりで悩まず  
相談してください



# DVとは

DVから、あなたや大切な人の笑顔を守るために知ってほしいこと

「DV」とは、「配偶者や恋人等の親密な関係にある人、あった人から振るわれる暴力」という意味で使われています。DVは相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、犯罪にもなりうる行為です。どのような理由があっても暴力は決して許されるものではありません。

## DVの具体的な例

### 身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 物を投げつける
- 首を締める
- 髪を引っ張る

など

### 精神的暴力

- 怒鳴る ● 無視する
- 暴言を吐く
- 大切にしているものを捨てたりする

など

### 経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 借金をさせる
- 仕事を制限したり、働かせないようにする

など

### 社会的暴力

- 携帯電話やメールをチェックする
- 実家や友人との付き合いを制限する

など

### 性的暴力

- ポルノ動画などを無理やり見せる
- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない

など

### 子どもを巻き込んだ暴力

- 子どもの見ているところで暴力を振るう
- 子どもへの暴力をほのめかす

など

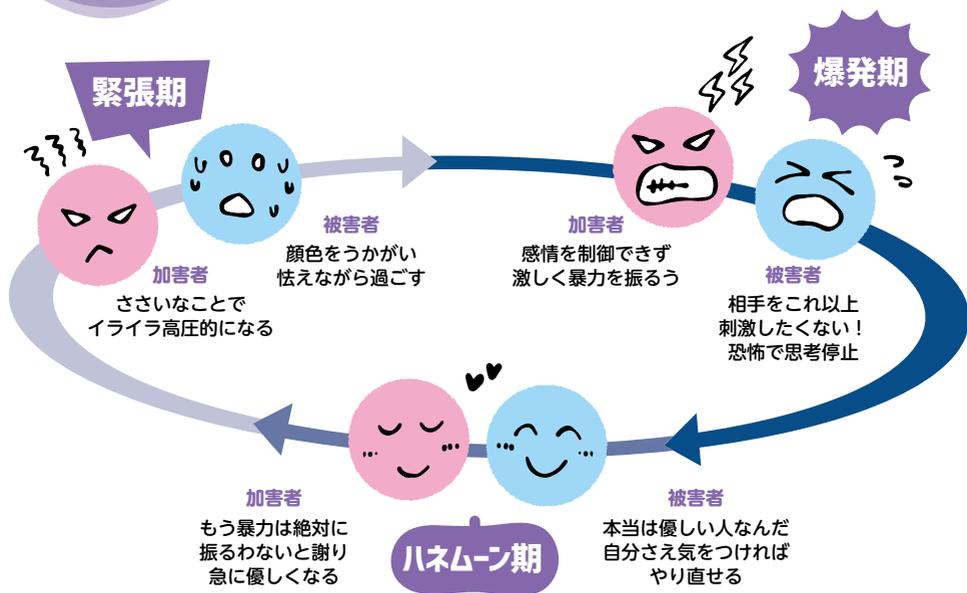
## 見えにくい…「DV」という問題



DVの多くは外から見えにくい親密な関係の中で起こるため、「家庭内の問題」「男女間のもつれ」として扱われ、潜在化・長期化しやすく、加害者に罪の意識が薄いため、周囲が被害に気付かないうちに暴力がエスカレートしていくという特徴があります。

# DVの サイクル (周期)

DVには多くの場合、下図のようなサイクルがあり、暴力がなくなることは珍しく、このサイクルが何度も繰り返され、さらにエスカレートしていくと被害者は逃げる機会や自尊心を失い、サイクルから脱出することが難しくなります。



## DV が与える影響

### 被害者に与える影響

- 自信をなくす
  - 気持ちが不安定になる
  - 相手の顔色を常にうかがうようになる
  - イヤな出来事を思い出して苦しくなる
  - 不眠／動悸／頭痛／腹痛
- など



### 子どもに与える影響

- 強者が弱者を支配するのが当たり前と考えるようになる
  - 暴力で問題を解決しようとする
  - 仲が良ければ叩いてもいいと考えるようになる
  - 他者を信頼できなくなる
  - 自分がDVの原因だと考え罪悪感をもつ
- など



## こんな思い込みはありませんか？



DVは  
けんかと同じでは？

No!

けんかは、対等な関係のパートナーとのぶつかり合いです。これに対し、DVは被害者と加害者の立場が一方的かつ固定された関係で起こるもので、対等な関係とは言えません。

加害者は自分を正当化するために、暴力を振るう理由を「お前が悪いから」などといって被害者に責任転嫁したり、暴力を大したことではないと過少に考える傾向があります。しかし、暴力は重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されるものではありません。



DVされてる方  
にも問題が  
あるんじゃないの？

No!

暴力を振るう人は  
普段から乱暴な人？



No!

加害者に一定のタイプはなく、年齢や学歴、職種、年収なども関係がないと言われています。人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲の人からは「暴力を振るっているとは思像できない」と思われている人もいます。

No!

被害者はすぐ逃げればいいんじゃないの？



被害者は「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。また、暴力を振るわれ続けることにより無気力状態に陥ったり、「暴力を振るうのは私を愛しているからだ」「いつか変わってくれるのでは」との複雑な心理から逃げられなかったりする場合や、経済的に今後の生活を考えて逃げられない場合、子どもの安全や就学の問題が気にかかり逃げられないという場合もあります。

逃げる場合、仕事をやめなければならなかったり、これまで築いてきた地域社会での人間関係など失うものが大きいことも一因として考えられます。

# DVチェックリスト

## こんなことを されていませんか？

一つでも当てはまったら、DVの被害を受けている可能性があります。「自分に原因があるのかも」「優しいときもあるし」などの理由で誰にも相談しないケースも多くあります。ひとりで悩まないで相談してください！

- 殴る、蹴るなどの身体的暴力を振るわれたことがある。
- ささいなことで不機嫌になり、壁を殴ったり、物を投げられたりする。
- あなたが大切にしている物を壊されたり、捨てられたことがある。
- あなたの容姿をからかったり、癖をけなしてくる。
- 生活費をギャンブルや趣味、遊び等で使い果たして、渡してくれない。
- 着信履歴やメールをチェックされるなど行動を監視されている。
- 友人や親戚との付き合いを嫌がったり制限したりする。
- 拒否しても性行為を強要される。
- 避妊に協力してくれない。
- 子どもに危害を加えると言って脅されたことがある。
- 子どもの前でも暴言を吐かれる。



## こんな風に 考えていませんか？

下の項目はDV加害者の行動、考え方の一例です。悪気がないとしても、大切な人を傷つけ、エスカレートすれば犯罪にもなりうる行為です。行動を見直しましょう。自分で見直せない場合は専門家に相談しましょう。

- 暴力を振るったが、その後に謝っているので問題ないと思う。
- 暴力を振るうのは、パートナーに原因があるからだ。
- 無視したり、自殺すると言って脅すのは、パートナーに自分の気持ちを理解してほしいからだ。
- 生活費を渡さないのは、パートナーが家計を管理できないからだ。
- スマホをチェックするのは、パートナーのことを心配しているからだ。
- 自分が性行為を要求したら、応じるのが当然だと思う。
- 子どもに危害を加えるそぶりをみせるのは、自分の意見を聞いてもらうためだ。



# DVについて相談を受けたら



1

## 安全確保を優先する

被害者の安全を確保することが最優先です。危険だと感じたら、被害者に警察や専門の相談機関に相談するよう伝えてください。

2

## 話をじっくり聴く

被害者の置かれている状況や不安・恐怖を受け止めることが大切です。

まずは、被害者の心情に配慮し、じっくり話を聴いてください。

3

## 「あなたは悪くない」と伝える

被害者は暴力を振るわれたのは自分のせいだと、自分を責めてしまうことがあります。「あなたは悪くない」と伝えることで、被害者のつらい気持ちを少しでも軽くしましょう。

4

## 暴力を容認しない

「そんなのただの夫婦げんかでしょ」「子どものために我慢した方がいいんじゃない」などと暴力を容認するようなことは言わないようにしましょう。

どのような理由があっても暴力は決して許されるものではありません。

5

## 秘密は守る

相談の事実や内容が加害者に知られると大変危険です。相談に関して、被害者の承諾を受けずに第三者に口外しないようにしましょう。

6

## 被害者の意思を尊重する

問題解決のアドバイスであっても、意見や考えを押し付けず、本人の意思を尊重しましょう。自分自身で選び、決めていくことが被害者の力につながっていくからです。

このパンフレットを渡して、相談機関に相談するよう伝えてください。

# DV防止法について

DVの防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」があります。この法律は、配偶者だけでなく、事実婚や元配偶者、同棲している（生活の本拠を共にする）交際相手からの暴力についても準用されます。

## 一時保護

被害者の意思に基づき、緊急に保護が必要な場合には、一時的に専用の施設で保護を行います。被害者だけでなく、被害者の同伴する家族も対象となります。

## 自立支援

職業紹介や職業訓練、公営住宅、生活保護や児童扶養手当の受給などに関する情報提供を行い、自立を支援します。

## 保護命令

被害者がDVにより生命や心身に重大な危害を受ける恐れが大きいとき、申し立てに基づき、裁判所は加害者に対して保護命令を発令することができます。

保護命令には、被害者の身辺へのつきまといや一定の電話やメールを禁止する命令のほか、被害者と共に住む住居からの退去を命じるものもあります。

## 令和6年4月1日から、DV防止法に基づく保護命令制度が拡充されました

### ○接近禁止命令等についての発令対象を拡大

自由・名誉・財産への脅迫を受けた被害者による申立てを可能とし、精神への重大な危害のおそれがある場合にも拡大されました。

### ○接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長

### ○未成年の子への電話等禁止命令の創設

被害者と同居する未成年の子に対し、緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけること等を禁止する命令が創設されました。

### ○保護命令違反の厳罰化

「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」から「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」に引き上げられました。

# お気軽にご相談ください

■は祝日、年末年始を除く

徳島市男女共同参画センター

「女(ひと)と男(ひと)生き方相談」 **TEL.088-624-2613**

[相談時間] ■月、水～土 10:00～17:00

徳島県中央子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)

**TEL.088-652-5503**

[相談時間] 24時間対応

※夜間(17:00～翌朝9:00)、土、日、祝日、年末年始はコールセンターが対応

徳島県立男女共同参画総合支援センター

「ときわプラザ相談室」 **TEL.088-626-6188**

[相談時間] ■月、水～土 10:00～12:00/13:00～17:00

※火が祝日の場合は翌日休み

徳島県警察総合相談センター(徳島県警察本部)

**TEL.088-653-9110 (プッシュ回線は#9110)**

徳島地方務局

「女性の人権ホットライン」 **TEL.0570-070-810**

[相談時間] ■月～金 8:30～17:15

内閣府男女共同参画局

「DV相談+(プラス)」 **TEL.0120-279-889**

[相談時間] 電話・メールは24時間対応。チャット相談12:00～22:00

性暴力被害者支援センター

「よりそいの樹 とくしま」中央 **TEL.088-623-5111**

[相談時間] 24時間対応

※夜間(17:00～翌朝9:00)、土、日、祝日、年末年始はコールセンターが対応

身の危険を感じたら…

●110番(緊急時) ●#9110(相談)

●最寄りの警察署に相談

してください



発行 徳島市市民文化部男女共同参画センター

〒770-0834 徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階

TEL.088-624-2611 FAX.088-624-2612

E-mail danjo\_center@city-tokushima.i-tokushima.jp



DVについてもっと詳しく